

福岡市 外国語表記の手引き

福岡市
2023.3



目次

I	はじめに	P1
II	構成	P2
III	手引きの対象範囲	P3
IV	多言語対応の基本的な考え方	P3
V	英語表記のマニュアル	P4
	1 一般的なルール (P4~)	
	(1) 固有名詞	
	(2) 普通名詞	
	(3) 普通名詞部分を含む固有名詞	
	(4) 英語表記の基本的な留意事項	
	2 カテゴリー毎の表記方法 (P8~)	
VI	中国語表記のマニュアル	P14
	1 一般的なルール (P14~)	
	(1) 固有名詞	
	(2) 普通名詞	
	(3) 普通名詞部分を含む固有名詞	
	2 カテゴリー毎の表記方法 (P15~)	
VII	韓国語表記のマニュアル	P18
	1 一般的なルール (P18~)	
	(1) 固有名詞	
	(2) 普通名詞	
	(3) 普通名詞部分を含む固有名詞	
	(4) 韓国語表記の基本的な留意事項	
	2 カテゴリー毎の表記方法 (P22~)	
VIII	ピクトグラムについて	P26
	別冊 福岡市外国語表記の手引き 「福岡市版対訳表」	



I はじめに

福岡市では、外国人に分かりやすい情報提供を進めるため、平成 17 年に「外国人への情報提供の手引き」を策定し、全市的に統一性のある分かりやすい情報提供を目指し、改定を重ねてきました。

今回、昨今の福岡市で生活する在住外国人の増加や、観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成 26 年 3 月）」の策定等を踏まえ、名称を「福岡市外国語表記の手引き」に改めるとともに、内容の改善を図ることとしました。

この度の改訂は、外国人にとって、より分かりやすい情報提供を行うには、案内サインや看板、印刷物、ホームページなどの外国語表記、また、ICT ツールなどについて、統一性のあるものにする必要があるため、福岡市役所が用いる英語・中国語・韓国語の表記について、一般的な基準を追加するとともに、地名等を記載した対訳表の充実を図ったものです。各事業者や市民の皆さまにおかれましても、必要に応じて参照していただき、引き続き、統一性のある表記にご協力いただければ幸いです。しかしながら、施設管理者等が既に使用している既存の外国語表記がある場合等、他の表記方法を用いることや、現在の運用を妨げるものではありません。

また、本手引きについては、国の方向性等を定期的を確認し、内容を見直していくことにより、より適切な情報を提供していくことを目指すものとします。



II 構成

本手引きの外国語表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成 26 年 3 月、観光庁）」に準じて作成するとともに、他都市の事例等をふまえ、考え方を示しています。なお、福岡市内の主要施設等については、別冊「福岡市版対訳表」を参照してください。

手引きの対象範囲（P3～）

多言語対応の基本的な考え方（P3～）

本手引きが対象とする媒体等を記すとともに、基本的な考え方を 5 つに分けて記載

英語表記のマニュアル

1 一般的なルール（P4～）

はじめに、名詞を「固有名詞、普通名詞、普通名詞部分を含む固有名詞」の 3 種類に分類し、それぞれの考え方を記載。次に、英語表記の基本的な留意事項を記している。

2 カテゴリー毎の表記方法（P8～）

一般的なルールを踏まえたうえで「一般施設」「道路」などのジャンル毎に、表記方法を記載

中国語表記のマニュアル

1 一般的なルール（P14～）

はじめに、名詞を「固有名詞、普通名詞、普通名詞部分を含む固有名詞」の 3 種類に分類し、それぞれの考え方を記載

2 カテゴリー毎の表記方法（P15～）

一般的なルールを踏まえたうえで「一般施設」「道路」などのジャンル毎に、表記方法を記載

韓国語表記のマニュアル

1 一般的なルール（P18～）

はじめに、名詞を「固有名詞、普通名詞、普通名詞部分を含む固有名詞」の 3 種類に分類し、それぞれの考え方を記載。次に、韓国語表記の基本的な留意事項を記している。

2 カテゴリー毎の表記方法（P22～）

一般的なルールを踏まえたうえで「一般施設」「道路」などのジャンル毎に、表記方法を記載

ピクトグラム（P26～）

ピクトグラム（案内用図記号）について記載

福岡市外国語表記の手引き「福岡市版対訳表」（別冊）

対訳表については、汎用性・必要性の高い用語を対訳語一覧にし、必要に応じて対訳語の追加等の見直しを行っていく。



Ⅲ 手引きの対象範囲

- 新たに市が設置する案内サイン、看板、標識、地図版、誘導標などを対象とします。
※標識令など、法令に従う必要がある場合は、法令を優先します。
- 新たに市が作成する印刷物、地図、ホームページ、ICT ツールなどを対象とします。

Ⅳ 多言語対応の基本的な考え方

- ① 英語対応を基本とし、地域や施設の特性及び視認性を考慮したうえで、必要に応じて、中国語（簡体字）・韓国語、さらにはその他の言語を含めた多言語化や、「やさしい日本語」の活用（※1）を検討します。
- ② 伝えたいことを整理し簡潔に書くことや、専門用語を避け、外国人にとって分かりにくい制度や習慣などについては、説明をつけるなど、外国人にも分かりやすい文章表現を心がけます。
- ③ 「案内サイン」については表示スペースが限られているため、多言語表記の推進にあたっては、必要な情報を取捨選択し、視認性の確保に十分留意する必要があります。（※2）（※3）
- ④ ピクトグラムや駅名・駅路線名のナンバリングなどを効果的に活用するとともに、翻訳アプリなどの ICT の活用など、多言語表記を補完するツールを有効に活用します。その際には、各種ツールの整合性についても留意します。（※4）
- ⑤ 施設管理者等が既に施設の外国語表記を規定している場合や、既に使用している既存の外国語表記がある場合に、現在の運用を妨げるものではありません。また、デザイン等の観点から、本手引きと違う対応をすることを否認するわけではありません。

- ※1 外国人に日本語で情報提供するための工夫であり、例えば、日本語にルビをふる、難しい日本語を言い替えるなどです。「やさしい日本語」は、福岡市作成の『使ってみよう「やさしい日本語」』をご覧ください。
- ※2 案内サインのうち、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以下、「標識令」）に基づき設置されている道路案内標識の英語表記は、法令を優先します。（本手引きの適用範囲の対象外）
- ※3 案内サインにおける文字等の書体や大きさについては、外国語表記が小さくなりすぎないように十分留意するなど、見やすさへの配慮が必要ですが、多言語対応に関する考え方の範疇から離れるサインの配置方法や文字の大きさ等については、特段記載しないこととします。
- ※4 案内サインの多言語表記が英語のみの場合は、英語以外の言語で作成するパンフレットに記載する固有名詞等について、案内サインの表記と同一の英語もしくは日本語を併記することが望まれます。



V 英語表記のマニュアル

1 一般的なルール

(1) 固有名詞

原則としてローマ字により表音表記します。ただし、外国由来の言語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とします。

パターン	表記方法	例	
日本由来	表音表記	福岡	Fukuoka
外国由来	外国由来の原語部分を英語表記	リンカーン	Lincoln

(2) 普通名詞

原則として英語訳を記載します。ただし、日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合や対訳言語がない場合は、表音表記し、後ろに表意や英語による説明的な語句を括弧 () で括って表記します。

パターン	表記方法	例	
日本由来	表意表記 (原則) ※ 1	本	book
		茶碗 暖簾	<i>chawan</i> (tea bowl) <i>noren</i> (traditional shop curtain)
		※ 1 ※ 2 寿司	<i>sushi</i>
外国由来	原語を英語訳して表記	エスカレーター	escalator

※ 1 普通名詞の表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができます。

※ 2 日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としません。

(3) 普通名詞部分を含む固有名詞

原則として固有名詞部分をローマ字により表音表記し、普通名詞部分を英語で表記します。(普通名詞部分の頭文字も大文字)

表記方法	例	
固有名詞を表音表記するとともに、普通名詞部分を表意表記	福岡タワー	Fukuoka Tower
	福岡市	Fukuoka City
	※ 1 楽水園	Rakusuien Garden

※ 1 普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記します。



(4) 英語表記の基本的な留意事項

① ヘボン式ローマ字

日本語をローマ字で表記する場合には、原則としてヘボン式とします。

ヘボン式の表記															
あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o						
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko	きや	kya	きゆ	kyu	きよ	kyo
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so	しゃ	sha	しゆ	shu	しよ	sho
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to	ちゃ	cha	ちゆ	chu	ちよ	cho
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no	にや	nya	にゆ	nyu	によ	nyo
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho	ひや	hya	ひゆ	hyu	ひよ	hyo
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo	みや	mya	みゆ	myu	みよ	myo
や	ya	—	—	ゆ	yu	—	—	よ	yo						
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro	りや	rya	りゆ	ryu	りよ	ryo
わ	wa	—	—	—	—	—	—	を	(o)						
ん	n														
が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go	ぎや	gya	ぎゆ	gyu	ぎよ	gyo
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo	じゃ	ja	じゆ	ju	じよ	jo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do	ぢや	ja	ぢゆ	ju	ぢよ	jo
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo	びや	bya	びゆ	byu	びよ	byo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぷ	pu	ぺ	pe	ぽ	po	ぴや	pya	ぴゆ	pyu	ぴよ	pyo

② はねる音

◆はねる音「ん」は、n で表します。ただし、b、m、p の前では m で表すことができます。

例) 天神 Tenjin

西日本新聞 Nishinippon Shimbun

六本松 Ropponmatsu

※福岡市の町名の場合は、b、m、p の前も n で表すことが一般的です。

◆はねる音を表す n と、次に来る母音字または「や行」の y を切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）や「'」（アポストロフィ）を入れることができます。

例) 金印 Kin-in

③ つまる音

◆つまる音は、次に来る最初の子音字を重ねて表します。ただし、次に ch が続く場合には、c を重ねずに、t を用います。

例) はっぴ happi

八丁堀 Hatchobori

④ 長音

◆長音は長音記号を省略することを基本とします。

例) 大濠 Ohori

中央 Chuo



◆ただし、母音字の上に、長音記号「 $\bar{\quad}$ 」をつけて表すこともできます。なお、「 \wedge 」や「h」は基本的には用いません。

例) 大濠 Ōhori
中央 Chūō

⑤ 大文字

◆文の書きはじめの他、固有名詞は最初の文字を大文字で書き、他を小文字で表記することを原則とします。なお、固有名詞以外の名詞の最初の文字を大文字で書くこともできます。

例) 福岡市役所 Fukuoka City Hall
本 book

◆名称の途中にある冠詞、前置詞、接続詞は小文字で表記します。

例) 福岡城跡 Ruins of Fukuoka Castle

⑥ ハイフン

◆2語以上の単語、または接頭語や接尾語などがついた単語を、1つの語（複合語）として表記する場合に用います。

◆また、意味のかたまりや発音のしやすさの観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができます。

例) 東公園 Higashi-koen

◆住所表記において、行政区を表示する場合は、つづりを分割し、構成要素や発音の手がかりを明示します。

例) 東区 Higashi-ku

◆地名等について、「東・西・南・北・上・中・下・新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-（ハイフン）」を入れることができます。ただし、本来の意味を失ったものや、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-（ハイフン）」で結びません。また、地名の場合、複合地名における地域名称等の後、「東・西・南・北・上・中・下・新」等、他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後の「-」（ハイフン）に続く地名の頭文字は大文字とします。

例) 東油山 Higashi-aburayama

南庄 Minamisho

中洲川端 Nakasu-Kawabata

◆はねる音を表すnと、次に来る母音字または「や行」のyを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」（ハイフン）や「'」（アポストロフィ）を入れることができます。《再掲》

例) 金印 Kin-in



⑦ 略語

- ◆略語はできるだけ使用しないようにします。ただし、煩雑になる場合は、英語圏で一般的に使われている略語に限り使用できます。

例) <英語圏で一般的に使用される略語>

	正式標記	略語
通り	Avenue	Ave.
ビル	Building	Bldg.
駅	Station	Sta.
山	Mountain	Mt.
部門、学科	Department	Dept.

⑧ 半角の使用

- ◆括弧 () で括った表記を加える場合は、括弧の前に半角スペースを入れます。文章の中で使用する場合は、括弧の後にも半角スペースを入れますが、「.」「,」の前には半角スペースを入れません。

例) ○English (language) ×English (language)



2 カテゴリー毎の表記方法

(1) 一般施設

- ◆原則として固有名詞部分をローマ字により表音表記し、普通名詞部分を英語で表記します。
(普通名詞部分の頭文字も大文字)

・福岡市役所 Fukuoka City Hall
・櫛田神社 Kushida Shrine

- ◆普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記します。《再掲》

・聖福寺 Shofukuji Temple
・荒津大橋 Aratsu-ohashi Bridge

- ◆ローマ字表記した施設名について、意味を補足したほうが分かりやすい場合は、ローマ字の後に英語による説明的な語句を括弧 () で括って表記します。

・ベジフル・スタジアム Vegefru Stadium (fresh produce market)

- ※ なお、訳語だけではなく、日本語読みのローマ字表記の併記があるほうが、日本人に尋ねる際に通じやすいという利点もあります。

- ◆施設の設置者が英語名を正式に決定している場合は、それを使用します。

・中央区役所 Chuo Ward Office

(2) 住居表示

- ◆ローマ字表記を基本とし、数字は算用数字で表記します。
- ◆区名は「-ku」とします。なお、日本国を表記する必要がある場合は、郵便番号の後に「, Japan」を付記します。

・〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5番31号
5-31 Daimyo 2-chome, Chuo-ku, Fukuoka City 810-8622 もしくは
2-5-31 Daimyo, Chuo-ku, Fukuoka City 810-8622

- ◆行政単位名（都道府県や市町村）については、「都」「道」「府」「県」「市」「町」「村」の部分は英語に訳します。ただし、行政単位ではない町名の「町」は英語に訳さず、ローマ字表記します。
- ◆郡名については、「郡」の部分は英語に訳します。

・福岡県 Fukuoka Prefecture
・福岡市 Fukuoka City
・糟屋郡 Kasuya County
・新宮町 Shingu Town
・東峰村 Toho Village



- ◆数字が多い郵便物は混乱を防ぐため、部屋番号等ではないことが分かるように「〒」を記載します。

(3) 町名

- ◆ローマ字表記することを基本とします。
- ◆地名等について、「東・西・南・北・上・中・下・新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「- (ハイフン)」を入れることができます。ただし、本来の意味を失ったものや、一体の固有名詞と考えられるものについては、「- (ハイフン)」で結びません。また、地名の場合、複合地名における地域名称等の後、「東・西・南・北・上・中・下・新」等、他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後の「-」(ハイフン)に続く地名の頭文字は大文字とします。

«再掲»

- ・和白東 Wajiro-higashi
- ・東公園 Higashi-koen
- ・南庄 Minamisho
- ・上牟田 Kamimuta
- ・博多駅前1丁目 Hakata-eki-mae 1-chome

- ◆本来の機能や状態の意味を明らかに失ったもの、機能や状態を示す言葉を「が」「の」でつなぐ場合、および、通称で呼ばれている場合は「-」で区切りません。

- ・姪浜 Meinohama
- ・筑紫丘 Chikushigaoka
- ・築港本町 Chikko-honmachi
- ・筥松新町 Hakomatsu-shinmachi

※ はねる音「ん」は、通常、b、p、m の前ではmで表すが、福岡市の町名の場合はnで表すことが一般的です。«再掲»

(4) 道路

- ◆道路の名称の、〇〇通り・〇〇街道・〇〇道路等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字により表音表記し、「通称名+ Avenue (Ave.)」と表記します。

- ・大博通り Taihaku-dori Avenue
- ・国体道路 Kokutai-doro Avenue

※ なお、「〇〇 Avenue」ではなく、「〇〇-dori Avenue」としたほうが、案内する側の日本人も理解しやすいという利点もあります。



- ◆交差点名はローマ字表記することを基本とし、交差点名のあとに Intersection をつけて表記します。

・荒戸1丁目 Arato 1-chome Intersection

- ◆施設名が入る場合は、施設の英語名を使用し、施設の前であることを示す「前」は訳しません。

・博多消防署前 Hakata Fire Station Intersection

- ◆交差点名が「〇〇通り」のとき、通りの名称とは異なり、「Avenue」は入れません。

・大正通 Taisho-dori Intersection

- ◆交差点名に含まれる東、西、南、北、中央は、地名として捉えるとき「-」でつないでローマ字表記し、方向を示すときは英語「East、West、South、North、Central」で表記します。なお、スペースがないときは略語（E、W、S、N）も使用できます。

・渡辺通北交差点 Watanabe-dori-kita Intersection
・天神南駅交差点 Tenjin-minami Sta. Intersection
・きらめき通り中央 Kirameki-dori Central Intersection
・福岡市役所西 Fukuoka City Hall West Intersection
・こども病院南 Fukuoka Children's Hospital S Intersection

- ◆交差点名での入口は「Entranceway」東・西・南・北口は「〇〇Entrance」駅では「〇〇Gate」とします。

・千早駅西口 Chihaya Station West Gate Intersection

※ 「通りの名称」、「交差点名」については、別に定められた英語標識を用います。詳しくは、国際政策課までお問い合わせください。

(5) 駅名・バス停名

- ◆ローマ字表記することを基本とし、数字は算用数字で表記します。

・桜坂 Sakurazaka
・天神三丁目 Tenjin 3-chome

- ◆外国由来の原語部分は英語表記とします。

・国際センター・サンパレス前 Kokusai Center・Sun Palace-mae



- ◆施設名が駅名等となっており、施設名の意味を補足した方が分かりやすい場合は、ローマ字での表記とは別に、括弧（ ）等で括って英語表記することが望めます。
- ◆空港など外国人利用者にとって重要な施設で、ローマ字表記すると混乱を招く可能性がある施設等に関する駅名は普通名詞部分を英語で表記します。

・福岡空港 Fukuoka Airport

(6) 山

- ◆〇〇山、〇〇岳については、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、冒頭に「Mt.」をつけて表記します。

・脊振山 Mt. Sefuri

- ◆慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、冒頭に「Mt.」をつけます。

・城山 Mt. Shiroyama

(7) 島

- ◆普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Island」をつけます。

・能古島 Nokonoshima Island

・志賀島 Shikanoshima Island

(8) 河川

- ◆原則として固有名詞部分をローマ字により発音通りに表記し、「River」をつけて表記します。

・御笠川 Mikasa River

- ◆地名（住所、駅名等）と同じ名称であるものや、慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの等は、普通名詞部分を含めて、ローマ字で表記し、「River」をつけます。

・薬院新川 Yakuin Shinkawa River



(9) 橋梁

- ◆原則として固有名詞部分をローマ字により表音表記し、「Bridge」をつけて表記します。

・明治橋 Meiji Bridge
・春吉橋 Haruyoshi Bridge

- ◆大橋は「○○-ohashi Bridge」とします。

・荒津大橋 Aratsu-ohashi Bridge
・博多大橋 Hakata-ohashi Bridge

- ◆居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているもの、慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断するものについては、普通名詞部分を含めてローマ字表記し、「Bridge」をつけて表記します。

・水車橋 Suishabashi Bridge

- ◆地名や交差点名称の一部の場合は「Bridge」は表記しません。

・半道橋 Hanmichibashi

(10) 寺社

- ◆寺、神社等の名称の○○寺、○○神社、○○神宮、○○宮等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字表記の後に「Temple」「Shrine」を表記します。
- ◆ただし、神社については、固有名詞部分をローマ字により発音通りに表記し、「Shrine」をつけて表記する方法が既に広く認識されている場合も多いため、その場合は、定着している表記を使うこととします。

・聖福寺 Shofukuji Temple
・櫛田神社 Kushida Shrine

(11) 人名

- ◆姓と名の順序は、本人の本来の順序で表記します。
- ◆姓と名の区別を示す必要がある場合は、姓をすべて大文字表記し、名は頭文字のみ大文字表記とすることができます。

・夏目 漱石 Natsume Soseki/NATSUME Soseki
・ジョージ・ワシントン George Washington/George WASHINGTON

- ◆なお、その言語独自のルールがある場合は、そのルールに従います。

・毛沢東 ○Mao Zedong ×Mo Takuto



コラム 表記方法の使い分け

同じ名称であっても、情報提供の目的によって英語表記方法が違う場合があります。

公共サイン

誘導サイン（目的地の方向を示す）や施設案内表示（施設の目的などを示す）は、施設の機能を案内しなければならないので、施設機能の部分は翻訳します。

公共交通機関の駅名・バス停名

車内アナウンスを外国人が聞き取り理解できなければならないので、日本語をそのままローマ字表記しますが、空港・港の最寄り駅・バス停など、外国人も多数利用する駅・バス停については、機能の訳も併記すると親切です。

コラム 固有名詞の表記の工夫 ～翻訳語と日本語読みの併記～

外国人向けのホームページなどにおいて、施設名や制度名などが訳語だけで掲載されていると、日本人に尋ねる時などに通じなくて困ることがあります。このため、訳語だけではなく、日本語読みのローマ字表記も併記する方が親切です。

なお、このような場合、日本語読みのローマ字表記には、日本語由来の言葉をあえて訳さずにそのままローマ字で表記するときなどに用いられる斜体（イタリック体）を使って、英語と区別することができます。



VI 中国語表記のマニュアル

1 一般的なルール

(1) 固有名詞

漢字を中国語漢字に変換します。ただし、外国由来の言語部分は、表音表記とします。

パターン	表記方法	例
日本由来	漢字を中国語漢字に変換	福岡 福岡
外国由来	外国由来の原語部分を表音表記	リンカーン 林肯

※ ひらがな・カタカナの表記は、日本語の撥音に近い中国漢字をあてる方法や、意味から適した中国語をあてる方法などがあります。

(2) 普通名詞

中国語に訳して記載します。ただし、「花見」のように、通常は中国語に翻訳して使用することを推奨しますが、敢えて日本語表記を使用する必要がある場合には、中国語漢字に変換して表記した後、表意を括弧（ ）で括って表記します。

パターン	表記方法	例
日本由来	表意表記（原則）	本 书 花見 花见（赏花） 侍 日本武士 天婦羅 天妇罗
外国由来	表意表記	エスカレーター 自动扶梯

※ 1 対訳語がない場合、説明的な語句を表記します。

※ 2 日本語の表記が既に広く認識されている場合は、漢字を中国語漢字に変換して表記します。

(3) 普通名詞部分を含む固有名詞

固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載します。

表記方法	例
固有名詞を一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は表意表記	福岡市役所 福岡市政府 舞鶴公園 舞鹤公园
※ 1	ハローワーク福岡中央 HELLO WORK 福岡中央 (福岡中央公共职业介绍所)

※ 1 外国由来のカタカナ表記について、施設名等の中国語訳が一般化しているものについては中国語訳し、中国語訳が一般化しておらず、アルファベットによる表記が可能なものについては、アルファベットで記載し、中国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記することが望まれます。また、意味を補足したほうが分かりやすい場合も、説明的な語句を括弧（ ）で括って表記します。



(4) フォント

中国語を表記する際には、SimSun や SimHei 等、中国語を正しく表記できるフォントを使用します。

(5) 中国語の省略

日本語の漢字表記と全く同じ、またはほとんど同じ場合で、日本語を併記する場合は、なるべく中国語表記を省略します。

(6) 字体

中国本土で使われている文字は簡体字であり、香港、マカオ、台湾などの地域で使われている文字は繁体字です。情報提供の目的に応じ、必要な字体を選択するようにします。なお、本手引きは簡体字で記載しています。

2 カテゴリー毎の表記方法

(1) 一般施設

- ◆施設の設置者が中国語名を決めて使用している場合や、一般的に使用されているものがある場合は、それを使用します。

・中華人民共和国駐福岡総領事館 中华人民共和国驻福岡总领事馆

- ◆上記のような中国語名がない場合、固有名詞を一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は表意表記します。《再掲》

・大濠公園 大濠公园
・聖福寺 圣福寺
・博多保健福祉センター 博多保健福利中心

- ◆施設の愛称名については、理解しやすさの観点から、英語表記や、正式名称を表記する場合もあります。

・なみきスクエア NAMIKI SQUARE
・さいとぴあ 西部地区交流中心

- ◆ひらがなやカタカナによる固有名詞は、日本語の撥音に近い中国漢字をあてる方法^{※1} や、意味から適した中国語をあてる方法^{※2} などが考えられます。《再掲》
いったん定めた固有名詞の表記は、統一的に使用するよう留意します。

・マリンメッセ福岡 马林麦美瑟福岡（※1の例）
・「博多町家」ふるさと館 ” 博多老舗房 ” 故乡馆（※2の例）



(2) 住居表示

- ◆中国語表記しないことを基本とします。

〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5番31号

(3) 町名・駅名・バス停名

- ◆日本の漢字による表記でほぼ理解できますが、基本は中国漢字を使用することとします。

・福岡空港 福岡机场
・馬出九大病院前 马出九大医院前

(4) 道路

- ◆日本の漢字による表記でほぼ理解できますが、基本は中国漢字を使用することとします。
- ◆固有名詞の漢字は中国漢字に置き換え、「道路」や「通り」には中国漢字の「路」を用います。
- ◆ひらがなやカタカナによる固有名詞は、中国語表記の基準を示すことが困難であるため、別冊「福岡市版対訳表」を参照し、統一的な表記となるよう留意します。

・国体道路 国体路
・大博通り 大博路
・よかトピア通り 由卡托匹亚路
・流通センター通り 流通中心路

※ なお、別冊「福岡市版対訳表」に、福岡市の道路愛称について、訳語を掲載しています。

(5) 自然地形の名称

- ◆日本の漢字による表記でほぼ理解できますが、基本は中国漢字を使用することとします。

・薬院新川 药院新川
・志賀島 志贺岛

(6) 人名

- ◆中国で中国語表記が決められている著名人の場合や、本人が中国語表記を決めて使っている場合、それを使用します。

・毛沢東 毛泽东
・樋口一葉 通口一叶
・George Washington 乔治・华盛顿

- ◆上記のような中国語表記がない場合は、本人の了解のもとに、適宜、中国漢字で表記します。

・千葉みどり 千叶碧(绿、翠)





固有名詞の表記の工夫 ～翻訳語と日本語読みの併記～

外国人向けのホームページなどにおいて、施設名や制度名などが中国語表記だけで掲載されていると、日本人に尋ねる時などに通じなくて困ることがあります。このため、中国語表記だけではなく、ひらがなも併記する方が親切です。

中国語表記を先に書く方法

正式な中国語名または定訳がある場合。この方が外国人にとって読みやすいです。

福岡市役所 → 福岡市政府 (ふくおかしやくしょ)

ひらがなを先に書く方法

日本独自のものや定訳がない場合は、この方が誤解が少ないです。

博多どんたく港まつり → はかたどんたく みなとまつり (博多咚打鼓海港节)



Ⅶ 韓国語表記のマニュアル

1 一般的なルール

(1) 固有名詞

原則として日本語の発音をハングルにより表音表記します。

パターン	表記方法	例	
日本由来	表音表記	福岡	후쿠오카
外国由来	表音表記	リンカーン	링컨

(2) 普通名詞

①日本由来

原則として韓国語に訳して表記します。ただし、日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、表音表記した後に、韓国語訳や韓国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記します。また、対訳言語がない場合は、説明的な語句を表記します。

②外国由来

原則として原語をハングルで表音表記します。ただし、意味が伝わりにくい場合は適宜、韓国語訳を括弧（ ）で括って表記します。

パターン	表記方法	例	
日本由来	表意表記（原則）	本	책
		茶碗	차완 (그릇)
		暖簾	가게 입구에 거는 천
		※1 寿司	스시
外国由来 ※2	原語をハングルで表音表記	エスカレーター	에스컬레이터
		ロープウェイ	로프웨이 (케이블카)
		※3 ハローワーク	하로와크(공공직업안정소)

※1 日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、表音表記のみとします。

※2 外国由来のハングル表記については 20 頁～22 頁にて後述する表記法に基づかず、元の外来語に対応したハングル表記法を用いることを基本とします。なお、韓国で使用されている表記には、表記法に基づいていないものがあるため、その場合は、韓国で一般的な表記を使うこととします。【○○センター：센터（正） 센타（誤）】

※3 「ハローワーク」の「ク」は、すでに「ク」が定着しているため、20 頁～22 頁にて後述する表記法とは異なります。



(3) 普通名詞部分を含む固有名詞

固有名詞部分をハングルにより表音表記し、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記します。

表記方法	例
固有名詞を表音表記するとともに、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語で表記	福岡タワー 후쿠오카 타워
	福岡市 후쿠오카 시
	※1 楽水園 라쿠스이엔 정원
	※2 博多区 하카타 구
	久留米市 구루메 시

- ※1 普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音表記に加えて普通名詞部分の韓国語訳を半角スペースを空けて表記します。
- ※2 普通名詞部分の韓国語の表意の発音が日本語の発音と合致する場合は、全体の表音表記とします。



(4) 韓国語表記の基本的な留意事項

① ハングル表記

日本語をハングルで表記する場合には、次の表を用いることとします。

かな	ハングル									
	語頭					語中・語尾				
あ い う え お	아 이 우 에 오	아 이 우 에 오								
か き く け こ	가 기 구 게 고	카 키 쿠 케 코								
さ し す せ そ	사 시 스 세 소	사 시 스 세 소								
た ち つ て と	다 지 쓰 데 도	타 치 쓰 테 토								
な に ぬ ね の	나 니 누 네 노	나 니 누 네 노								
は ひ ふ へ ほ	하 히 후 헤 호	하 히 후 헤 호								
ま み む め も	마 미 무 메 모	마 미 무 메 모								
や ゆ よ	야 유 요	야 유 요								
ら り る れ ろ	라 리 루 레 로	라 리 루 레 로								
わ を	와 오	와 오								
ん	ㄴ	ㄴ								
が ぎ ぐ げ ご	가 기 구 게 고	가 기 구 게 고								
ざ じ ず ぜ ぞ	자 지 즈 제 조	자 지 즈 제 조								
だ ぢ づ で ど	다 지 즈 데 도	다 지 즈 데 도								
ば び ぶ べ ぼ	바 비 부 베 보	바 비 부 베 보								
ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ	파 피 푸 페 포	파 피 푸 페 포								
きゃ きゅ きょ	가 규 교	카 큐 교								
ぎゃ ぎゅ ぎょ	가 규 교	가 큐 교								
しゃ しゅ しょ	샤 슈 쇼	샤 슈 쇼								
じゃ じゅ じょ	자 주 조	자 주 조								
ちゃ ちゅ ちょ	차 추 초	차 추 초								
ひゃ ひゅ ひょ	하 휴 효	하 휴 효								
びゃ びゅ びょ	바 뷰 보	바 뷰 보								
ぴゃ ぴゅ ぴょ	파 퓨 표	파 퓨 표								
みゃ みゅ みょ	마 뮤 묘	마 뮤 묘								
りゃ りゅ りょ	라 류 료	라 류 료								



② か、き、く、け、こ

- ◆語頭にくる場合は「가、기、구、계、고」を使用します。
- ◆語頭にこない場合は「카、키、쿠、케、코」を使用します。

例) 片江 (かたえ) 가타에
南片江 (みなみかたえ) 미나미카타에

③ た、ち、て、と

- ◆語頭にくる場合は「다、지、데、도」を使用します。
- ◆語頭にこない場合は「타、치、테、토」を使用します。

例) 高宮 (たかみや) 다카미야
西高宮 (にししたかみや) 니시타카미야
筑紫丘 (ちくしがおか) 지쿠시가오카
南新地 (みなみしんち) 미나미신치

④ つ

- ◆「쓰」を使用します。

例) 二日市 (ふつかいち) 후쓰카이치

⑤ つまる音

- ◆つまる音「っ」は「ㅍ」で表記します。

例) 築港本町 (ちっこうほんまち) 짓코훈마치

⑥ はねる音 (ん)

- ◆撥音「ん」は「ㄴ」を使用します。

例) 天神 덴진
向新町 (むかいしんまち) 무카이신마치
金印 긴인

⑦ 長音

- ◆長音は表記しないことを基本とします。

例) 大岡 (おおおか) 오오카
大濠 (おおほり) 오호리
中央 (ちゅうおう) 주오



◆他の名称と区別するために必要な場合は、長音を表記することもできます。

例) 大野 (おおの) 오오노

小野 (おの) 오노

※20頁～22頁の表記法は、1986年1月7日に大韓民国の文教部（現在の教育人的資源部）で確定された外来語表記法（85-11号）を基にしています。

2 カテゴリー毎の表記方法

(1) 一般施設

◆施設の設置者が韓国語名を決めて使用している場合や一般的に使用されているものがある場合は、それを使用します。

・駐福岡大韓民国総領事館 주후쿠오카대한민국총영사관

◆上記のような韓国語名がない場合、原則として固有名詞部分をハングルにより表音表記し、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記します。◀再掲▶

・大濠公園 오호리 공원

・櫛田神社 구시다 신사

・荒津大橋 아라쓰 대교

◆普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音表記に加えて普通名詞部分の韓国語訳を半角スペースを空けて表記します。◀再掲▶

・聖福寺 쇼후쿠지 절

・筥崎宮 하코자키구 신사

・太宰府天満宮 다자이후텐만구 신사

◆表音表記した施設名等について、意味を補足した方が分かりやすい場合は、説明的な語句を括弧（ ）で括って表記します。

・パイパイドーム 페이페이 돔(실내 야구장)

(2) 住居表示

◆日本語読みで表記することを基本とし、数字は算用数字で表記します。

◆「番」「号」「階」は韓国語に訳します。

・〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5番31号

후쿠오카시 주오구 다이묘 2 초메 5 번 31 호



- ◆ 県名や市区町村名は下記のように表記します。（「町」「村」には適切な訳語がないため、「町」「村」の韓国語読みで表すこととします。）

・福岡県	후쿠오카현
・福岡市	후쿠오카시
・中央区	주오구
・新宮町	신구마치
・東峰村	도호촌

(3) 町名

- ◆ 日本語読みでハングルを表記し、数字は算用数字で表記します。

・東油山	히가시아부라야마
・東公園	히가시코엔
・地行浜	지교하마
・渡辺通	와타나베도리
・上呉服町	가미고후쿠마치
・博多駅東一丁目	하카타에키 히가시 1 초메

(4) 道路

- ◆ 「○○通り」は、全体を日本語読みで表記し、その後に「도로」をつけます。
- ◆ 「○○道路」は、固有名称部分をハングル表記し、その後に「도로」をつけます。

・大博通り	다이하쿠도리 도로
・国体道路	고쿠타이 도로

(5) 駅名・バス停名

- ◆ 日本語読みで表記することを基本とし、数字は算用数字で表記します。

・大濠公園	오호리공원
・美術館東口	비주쓰칸히가시구치
・天神三丁目	덴진 3 초메
・国際センター・サンパレス前	고쿠사이센타 산파레스 마에

- ◆ 外国由来の普通名詞部分は原語を表音表記します。

・キャナルシティ博多	캐널시티 하카타
------------	----------

- ◆ 空港など外国人利用者にとって重要な施設で、日本語の発音をハングル表記すると混乱を招く可能性がある施設等に関する駅名は普通名詞部分を韓国語で表記します。

・福岡空港	후쿠오카공항
-------	--------



(6) 自然地形の名称 (河川、山、島等)

- ◆原則として、固有名詞部分をハングルにより表音表記し、普通名詞部分は半角スペースを空けて韓国語訳を表記します。

・博多湾 하카타 만
・淡路島 아와지 섬

- ◆河川は、大きさにより訳語を使い分けます。(めやす：一級河川程度→강、それ以外→천)

・筑後川 지쿠고 강
・那珂川 나카 천

- ◆固有名称が完全に独立していない場合は、全体をハングルにより表音表記し、その後に普通名詞部分の韓国語訳を半角スペースを空けて表記します。

・志賀島 시카노시마 섬
・油山 아부라야마 산
・雷山 라이잔 산
・薬院新川 야쿠인신카와 천

(7) 橋梁

- ◆原則として固有名詞部分をハングルにより表音表記し、普通名詞部分に半角スペースを空けて「다리」をつけて表記します。

・明治橋 메이지 다리
・春吉橋 하루요시 다리

- ◆地名 (住所、駅名等) と同じ名称であるもの、慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるものについては、普通名詞部分を含めてハングルの表音で表記し、半角スペースを空けて「다리」をつけて表記します。

・水車橋 스이샤바시 다리

(8) 寺社

- ◆寺、神社等の名称の○○寺、○○神社、○○神宮等については、固有名詞の一部として扱い、ハングルによる表音表記の後に半角スペースを空けて「절」「신사」「신궁」を表記します。

・東長寺 도초지 절
・櫛田神社 구시다 신사
・筥崎宮 하코자키구 신사



(9) 人名

◆姓と名の順序は、本人の本来の順序で表記します。

- ・夏目 漱石 나쓰메 소세키
- ・ジョージ・ワシントン 조지 워싱턴

コラム 表記方法の使い分け

同じ名称であっても、情報提供の目的によって韓国語表記方法が違います。

公共サイン

誘導サイン（目的地の方向を示す）や施設案内表示（施設の目的などを示す）は、施設の機能を案内しなければならないので、施設機能の部分は翻訳します。

公共交通機関の駅名・バス停名

車内アナウンスを外国人が聞き取り理解できなければならないので、日本語をそのままハングルで表記しますが、空港・港の最寄り駅・バス停など、外国人も多数利用する駅・バス停については、機能の訳も併記すると親切です。

コラム 固有名詞の表記の工夫 ～翻訳語と日本語読みの併記～

外国人向けのホームページなどにおいて、施設名や制度名などが訳語だけで掲載されていると、日本人に尋ねる時などに通じなくて困ることがあります。このため、訳語だけではなく、日本語読みのハングル表記も併記する方が親切です。

訳語を先に書く方法

正式な韓国語名または定訳がある場合。この方が外国人にとって読みやすいです。

福岡市役所 → 후쿠오카시청 (후쿠오카시아쿠쇼)

日本語読みのハングル表記を先に書く方法

定まった訳語がない場合や、複数の訳語が存在する場合は、この方が誤解が少ないです。

博多どんたく港まつり

하카타 돈타쿠 미나토마쓰리 (하카타 돈타쿠 항구축제)



Ⅷ ピクトグラムについて

- ピクトグラム（案内用図記号）とは、不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形です。
- 視力の低下した高齢者や障害のある方、外国人観光客等も理解が容易な情報提供手法として、日本を含め世界中の公共交通機関、観光施設等で広く掲示されており、視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができるため、すべての人にとって、情報を理解してもらうために有用な手段の一つです。
- ピクトグラムの使用にあたっては、公益財団法人「交通エコロジー・モビリティ財団」において、誰でも自由に使用することができる、標準案内用図記号ガイドラインを策定し公表しています。また、福岡市においては、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を策定・公表し、高齢者を含む不特定多数の人が利用する公共的施設へ導入しています。必要に応じ、路線マークや駅ナンバリング等と併せて活用することが望まれます。

【参考】標準案内用図記号ガイドライン 2021 より抜粋

1 公共・一般施設 Public Facilities											49項目 p10~14	
推奨度 A												
推奨度 B												
推奨度 C												

2 交通施設 Transport Facilities											20項目 p15~16	
推奨度 B												

3 商業施設 Commercial Facilities											11項目 p17	
推奨度 B												
推奨度 C												



4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

15項目 (参考は除く) p18~19



5 安全 Safety

6項目 p20



6 禁止 Prohibition

23項目 p21~23



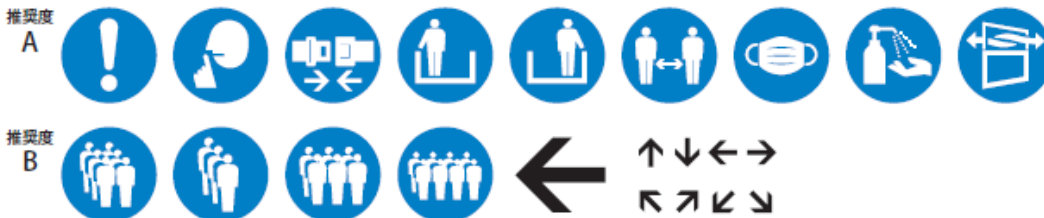
7 注意 Warning

9項目 p24



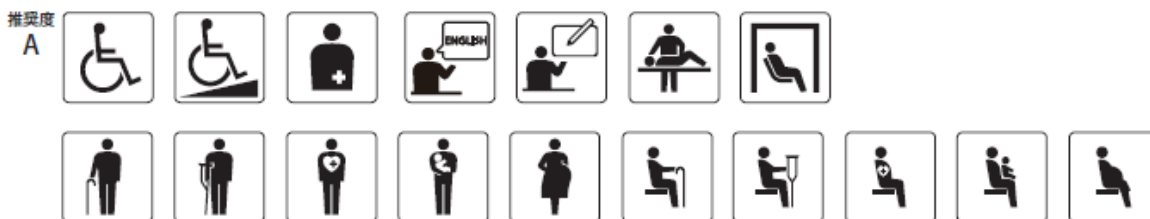
8 指示 Mandatory

15項目 (矢印応用例は8種を1項目) p25~26



9 アクセシビリティ Accessibility

17項目 p27~28



【参考】認知症の人にもやさしいデザインの手引き
(認知症の人にもやさしい住環境を整えるポイントをまとめています)



◀ 認知症の人にもやさしいピクトグラムの例
※ピクトグラムと文字の併記を推奨しています。



福岡市 認知症デザイン

検索



福岡市 外国語表記の手引き

2005年7月 策定(※)

2009年3月 改訂(※)

2015年12月 改訂(※)

2018年3月 改訂(※)

2023年3月 改訂

発行 福岡市総務企画局国際部国際政策課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL 092-711-4022
FAX 092-733-5597
E-mail: kokusaiseisaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

※当時の名称は「外国人への情報提供の手引き」